

平成 22 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社スパイア
代表者名 代表取締役社長 CEO 早川 与規
(コード番号 4309 大証ヘラクレス)
問合せ先 取締役CFO 小川 大介
電話番号 03-5772-4630

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月 25 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、以下の要領によりストックオプションとして新株予約権を発行すること並びに本件新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき承認を求める議案を、平成 22 年 3 月 25 日開催予定の第 13 期定時株主総会に付議することについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の従業員及び当社子会社の取締役、監査役並びに従業員に対し、ストックオプションとして特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式518,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他株式の数の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

5,180個を上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は100株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の払込金額

金銭の払込を要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値（当該日に終値がない場合、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使による場合及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める行使価額の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から割当日後10年を経過する日までの期間で取締役会が決定する期間とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時においても当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職の場合、その他取締役会決議をもって特に認められた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の質入その他処分及び相続は認めない。
- ③ その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社は、新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案又は株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合、新株予約権を無償で取得することができる。

- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
- (10) 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上